

# 日本大学生物資源科学部後援会会則

昭和55年5月22日制定	平成19年4月1日施行	令和5年11月10日改正
昭和58年6月9日改正	平成19年6月19日改正	令和5年4月1日施行
昭和60年9月26日改正	平成20年7月23日改正	
平成8年3月5日改正	平成21年4月1日施行	
平成12年3月29日改正	平成28年4月1日施行	
平成15年6月24日改正	平成28年7月1日改正	

## 第1章 名 称

第1条 本会は、日本大学生物資源科学部後援会（以下本会という）と称し、その事務所を同学部内に置く。

## 第2章 目 的

第2条 本会は、生物資源科学部、大学院生物資源科学研究科・獣医学研究科（以下学部という）の教育・研究、その他施策の具体化推進を支援し、会員相互の親睦を図り、もって学部の発展に寄与することを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- ① 学部の教育・研究環境の整備拡充に関する協力
- ② 学生の厚生並びに学生生活に関する協力
- ③ その他学部発展のために必要な事業

## 第3章 会 員

第4条 本会は、学部に在学する学生の父母又はこれに代わる者を正会員とし、本会の役員に選任された専任教職員を特別会員とする。

## 第4章 役 員

第5条 本会の役員は、次のとおりとする。

- ① 名誉会長 1名（生物資源科学部長）
- ② 会長 1名（父 母）
- ③ 副会長 3名（父母及び学部側より 1名）
- ④ 理事 48名（父 母）
- ⑤ 監査 2名（父 母）
- ⑥ 会計 3名（父母及び学部側より 2名）
- ⑦ 幹事 若干名（父母及び学部側）

第6条 会長は、生物資源科学部長（以下学部長という）が正会員のうちから候補者を選出する。

第7条 副会長、監査、会計及び幹事は、正会員及び学部専任教職員のうちから学部長と会長が協議の上、候補者を選出する。

第8条 理事は、各学年学科より学科主任又は研究科長の推薦に基づき、学部長と会長が協議の上、候補者を選出する。

2 前項の理事数については、次のとおりとする。

① 生物資源科学部、各学年学科から 1名 計46名

② 大学院生物資源科学研究科・獣医学研究科から各 1名 計 2名

第9条 名誉会長を除く役員の任期は、1か年とする。ただし、再任を妨げない。

第10条 会長は、本会を代表し、会務を統理し、総会及び役員会を招集する。

第11条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その任務を代行する。

第12条 理事は、総会及び役員会において決定委任された事項、その他必要な会務を処理する。

第13条 監査は、本会の経理を監査する。

第14条 会計は、本会の経理を掌る。

第15条 幹事は、本会の庶務を掌る。

第16条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問の任期は2か年とする。

第17条 役員会は、必要に応じ隨時開催する。

## 第5章 総 会

第18条 定期総会は、毎年1回会長が招集する。ただし、役員会をもって総会に代えることができる。

2 前項ただし書の議決は、役員の3分の2以上の出席を必要とし、その過半数をもって決定する。

第19条 総会は、次の事項を行う。

- ① 会務報告
- ② 予算の審議並びに承認
- ③ 決算の報告並びに承認
- ④ 役員の選任

- ⑤ 会則の変更
- ⑥ その他必要事項

## 第6章 会 計

- 第20条 本会の経費は、会費及び寄付金をもって充てる。
- 第21条 正会員の会費は、年額30,000円とする。
- 第22条 本会の会計事務は、生物資源科学部会計課に委託する。
- 第23条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる。

## 附 則

- 1 本会則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 昭和26年4月1日制定の日本大学農獸医学部父兄後援会会則は、これを廃止する。
- 3 昭和55年5月22日制定の日本大学農獸医学部父兄後援会委員選出・委員会及び会費内規は、これを廃止する。
- 4 第21条に規定する会費は、平成21年4月1日以降に入会した者から適用する。ただし、平成20年度以前の入会者については、従前の例による。
- 5 本会の役員のうち理事数については、バイオサイエンス学科、動物学科、海洋生物学科、森林学科、環境学科、アグリサイエンス学科、食品開発学科、国際共生学科及び獣医保健看護学科が完成年度を迎える令和8年度の人数とする。